



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

肝炎対策に関する通知等の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室より東日本大震災の影響により、別添の事務連絡が遅れて発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、内容は下記及び別添のとおりでありますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、下記の1、2及び3については、平成23年4月1日から適用されておりますことを申し添えます。

記

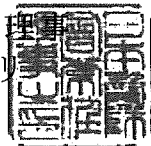
(主な内容)

- 1 「感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正」(別紙1)
7ページ「(8) 地域肝炎治療コーディネーターの養成」及び「(9) 肝炎患者支援手帳の作成・配布」を追加。
- 2 「健康増進事業に基づく肝炎ウィルス検診等実施要領の一部改正」(別紙2)
2ページ「(5) 当該年度において原則として40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対し、個別受診勧奨を行うこととした。」
3ページ 検査項目について、「HBs抗原検査」を「B型肝炎ウィルス検査」に変更。
- 3 「特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正」(別紙3)
4ページ「HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウィルス1型)に関する検査及び相談事業」を追加。
4ページ「肝炎ウィルス検査及び相談事業」において、「HBs抗原検査」を「B型肝炎ウィルス検査」に変更。
- 4 「肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更」(別紙4)
pegas皮下注90µg及びコペガス錠200mg両薬剤を併用したC型代償性肝硬変に対する効能追加が7月1日付けで薬事承認・保険適用されたことから、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法については、C型代償性肝硬変についても保険適用となり、本事業の助成対象となった。

平成23年7月8日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
保 坂 シゲリ



肝炎対策に関する通知等の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室より東日本大震災の影響等により、今般、別添の文書が遅れて本会に対してまいりました。

内容は下記ならびに別添のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

主な内容

「感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正」

「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」に「地域肝炎治療コーディネーターの養成」および「肝炎患者支援手帳の作成・配布」を追加した。

「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正」

当該年度において原則として40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対し、個別受診勧奨を行うこととした。

検査項目について、「HBs抗原検査」を「B型肝炎ウイルス検査」と変更した。

「特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正」

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業を追加した。

「肝炎ウイルス検査及び相談事業」において「HBs抗原検査」を「B型肝炎ウイルス検査」と変更した。

「肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更」

ペガシス皮下注90μg及びコペガス錠200mg両薬剤を併用したC型代償性肝硬変に対する効能追加が薬事承認・保険収載されたことから、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法については、C型代償性肝硬変についても保険適用となり、事業の助成対象となった。



事 務 連 絡

平成23年6月30日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局

疾病対策課肝炎対策推進室

肝炎対策に関する通知等の送付について

日頃から厚生労働省が取り組んでおります肝炎対策へご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり送付いたしますので、ご査収のほど、
よろしくお願い申し上げます。

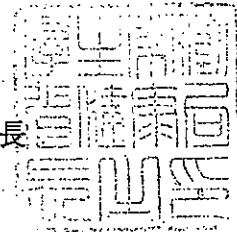
また、平成23年3月に発生しました東日本大震災の影響により、送付時期
が大幅に遅れましたことをご容赦いただければ幸いに存じます。

健 発 0331 第 15 号

平成 23 年 3 月 31 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長
殿

厚生労働省健康局長



「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記事業については、平成 20 年 3 月 31 日健発 0331001 号本職通知「感染症対策特別促進事業について」の別添実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 23 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施にあたっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いする。

新旧対照表

改正後	現行
別添 1 感染症予防体制整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象事業 (略) 4 経費負担 (略)	別添 1 感染症予防体制整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象事業 (略) 4 経費負担 (略)

改正後	現行
別添 2 結核対策特別促進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 補助対象事業の選定 (略) 5 経費の負担 (略)	別添 2 結核対策特別促進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 補助対象事業の選定 (略) 5 経費の負担 (略)

改正後	現行
別添 3 新型インフルエンザ対策事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 事業実施上の留意事項 (略) 5 経費の負担 (略)	別添 3 新型インフルエンザ対策事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 事業実施上の留意事項 (略) 5 経費の負担 (略)

改正後	現行
別添 4 <u>肝炎患者等支援対策事業実施要綱</u> 1 目的 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、<u>医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図る。</u> また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。 2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、<u>政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）</u>及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とする。 ただし、3に記載した事業の<u>（7）～（12）</u>については都道府県とする。 3 事業内容 （1） （略） （2） （略） （3） 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布 （略） ア 肝炎患者やその<u>家族等</u>を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット イ （略）	別添 4 <u>肝炎対策事業実施要綱</u> 1 目的 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、<u>地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。</u> また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎<u>ウイルス</u>の普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。 2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、<u>保健所設置市及び特別区</u>（以下、「都道府県等」という。）とする。 ただし、3に記載した事業の<u>（6）～（10）</u>については都道府県とする。 3 事業内容 （1） （略） （2） （略） （3） 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布 （略） ア 肝炎患者やその<u>家族</u>を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット イ （略）

改正後	現行
(4) (略) (5) (略) (6) <u>肝炎患者等に対する支援の実施</u> <u>都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。</u> <u>[事業例]</u> ・ <u>地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設</u> ・ <u>肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催</u> ・ <u>同じ経験を有する患者・家族等が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施</u> (7) <u>新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発</u> <u>都道府県は、新聞広告や電車の中吊りポスター等により、正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。</u> (6) へ移設	(4) (略) (5) (略) (6) <u>新聞広告、電車等の中吊り広告の掲載による普及啓発</u> <u>都道府県は、新聞広告や電車等中吊りポスターにより正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。</u> (7) <u>肝炎患者等支援対策事業</u> <u>都道府県は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。</u> <u>[事業例]</u> ・ <u>地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設</u> ・ <u>肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催</u> ・ <u>同じ経験を有する患者・家族が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施</u>

改正後	現行
(8) 地域肝炎治療コーディネーターの養成 <u>都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査結果により要治療となった者等が、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材を養成するものとする。</u> (9) 肝炎患者支援手帳の作成・配布 <u>都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。</u> (10) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 (略) (11) 肝疾患相談センターの設置 (略) (12) 肝炎専門医療従事者の研修事業 (略) 4 (略) 5 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。 なお、<u>3の(10)から(12)までに掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。</u>	<新設> <新設> (8) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 (略) (9) 肝疾患相談センターの設置 (略) (10) 肝炎専門医療従事者の研修事業 (略) 4 (略) 5 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。 なお、<u>3の(8)から(10)に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。</u>

改正後	現行
別添 5 肝炎治療特別促進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象医療 (略) 4 対象患者 (略) 5 助成期間 (略) 6 実施方法 (略)	別添 5 肝炎治療特別促進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象医療 (略) 4 対象患者 (略) 5 助成期間 (略) 6 実施方法 (略)

改正後	現行
7 認定 (略) 8 関係者の留意事項 (略) 9 国の補助 (略) 別表 (略)	7 認定 (略) 8 関係者の留意事項 (略) 9 国の補助 (略) 別表 (略)

別添 4

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図る。

また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、3に記載した事業の（7）～（12）については都道府県とする。

3 事業内容

（1）肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、保健所設置市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

- オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
- カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- キ 肝炎診療にかかわる医療機関情報の収集と提供
- ク 肝炎診療にかかわる人材の育成
- ケ 各施策についての検討を基にした目標等の設定
- コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布する。

- ア 肝炎患者やその家族等を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) シンポジウム等の開催

都道府県等は、専門医等を講師として招き、地域住民に対して、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行うシンポジウム等を開催するなど、肝炎に関する正しい知識等を普及させるための事業を行うものとする。

(5) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

(6) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

- ・ 地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設
- ・ 肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催
- ・ 同じ経験を有する患者・家族等が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施

(7) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告や電車の中吊りポスター等により、正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行うものとする。

(8) 地域肝炎治療コーディネーターの養成

都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査結果により要治療となった者等が、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材を養成するものとする。

(9) 肝炎患者支援手帳の作成・配布

都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。

(10) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう、地域医療の連携を図るものとする。

(11) 肝疾患相談センターの設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。また、同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。

(12) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的とした医療従事者（医師、

看護師、薬剤師等）に対する原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関して必要な事項についての研修を実施するものとする。

4 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、3の(10)から(12)までに掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。

別添 5

肝炎治療特別促進事業実施要綱

1 目的

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の治療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 対象医療

この事業の対象となる医療は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。

4 対象患者

3に掲げる対象医療を必要とする患者であって、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において当該疾患に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者とする。

ただし、他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者は除くものとする。

5 助成期間

助成の期間は、原則として同一患者について1か年を限度とする。

6 実施方法

(1) 事業の実施は、原則として各都道府県が3に定める対象医療を適切に行うことができる保険医療機関等に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(2) 前項の金額は、次のアに規定する額からイに規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

ア 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

イ 1か月につき別表に定める額を限度とする額

7 認定

都道府県知事は、医療機関が発行する医師の診断書を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝炎の専門家等から構成される認定協議会を設けるものとする。

なお、診断書は、3に定める対象医療を適切に行うことができるものとして、都道府県が指定した保険医療機関が発行することが望ましい。

8 関係者の留意事項

患者等に与える精神的影響を考慮して、助成事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

9 国の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用に対し、その2分の1を補助するものとする。

(別表)

肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額表

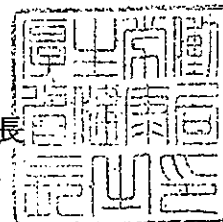
階層区分		自己負担限度額 (月額)
甲	世帯の市町村民税（所得割）課 税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課 税年額が235,000円未満の場合	10,000円

健発0329第25号

平成23年3月29日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健発第0331009号本職通知「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

肝炎ウイルス検診等実施要領新旧対照表

改正後	現行
(別 添) 肝炎ウイルス検診等実施要領 1 目的 肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、<u>肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。</u> 2 (略) 3 実施に当たっての基本的事項 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 当該年度において、原則として40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、地域における受診状況等を踏まえ、個別に通知等(別紙1参照)を配布することにより、必要に応じて受診の勧奨を行うこととする。</u> <u>なお、当該個別勧奨を受けた者が検査を受診した場合の検査費用については、検査受診者からは徴収しないことができるものとする。</u> (6) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診を円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。	(別 添) 肝炎ウイルス検診等実施要領 1 目的 肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより肝炎による健康障害を回避し、<u>症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。</u> 2 (略) 3 実施に当たっての基本的事項 (1) ～ (4) (略) <新設> (5) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診を円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。

改正後	現行
4 肝炎ウイルス検診の実施 肝炎ウイルス検診の項目は、<u>問診</u>、<u>B型肝炎ウイルス検査</u>及び<u>C型肝炎ウイルス検査</u>とする。 (1) <u>問診</u>（別紙<u>2</u>参照） 問診においては、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在<u>B型</u>及び<u>C型</u>肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。 <u>(2) B型肝炎ウイルス検査</u> ・ <u>HBs抗原検査</u> (略) (3) <u>C型肝炎ウイルス検査</u> (略) (2) <i>B型肝炎ウイルス検査へ移設</i> 5 肝炎ウイルス検診の結果の判定（別紙<u>3</u>参照） <u>(1) B型肝炎ウイルス検査</u> ・ <u>HBs抗原検査</u> (略) (2) <u>C型肝炎ウイルス検査</u> (略) (1) <i>B型肝炎ウイルス検査へ移設</i>	4 肝炎ウイルス検診の実施 肝炎ウイルス検診の項目は問診、<u>C型肝炎ウイルス検査</u>及び<u>HBs抗原検査</u>とする。 (1) <u>問診</u>（別紙<u>1</u>参照） 問診においては、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在<u>C型</u>及び<u>B型</u>肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。 (2) <u>C型肝炎ウイルス検査</u> (略) (3) <u>HBs抗原検査</u> (略) 5 肝炎ウイルス検診の結果の判定（別紙<u>2</u>参照） (1) <u>C型肝炎ウイルス検査</u> (略) <u>(2) HBs抗原検査</u> (略)

改正後	現行
6 指導区分 <u>H B s 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者</u>については、医療機関への受診を勧奨する。 なお、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。 7 結果の通知 検診の結果については、別紙<u>3</u>を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。 8 記録の整備（別紙<u>4</u>参照） （略） 9 （略）	6 指導区分 C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、<u>H B s 抗原検査において「陽性」と判定された者</u>については、医療機関への受診を勧奨する。 なお、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。 7 結果の通知 検診の結果については、別紙<u>2</u>を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。 8 記録の整備（別紙<u>3</u>参照） （略） 9 （略）

改正後	現行																																																				
<table><tr><td>(別紙1 通知例)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">肝炎ウイルス検診 受診のご案内</td></tr><tr><td colspan="2">[このご案内は、今年度において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する方に対してお送りしております。]</td></tr><tr><td colspan="2">〇〇市町村では、肝炎ウイルスの感染が判明した方が必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、健康増進事業に基づき肝炎ウイルス検診を実施しております。これまで肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方は、この機会に、受診いただくことをお勧めします。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">●検査内容：</td></tr><tr><td colspan="2">●実施場所：</td></tr><tr><td colspan="2">●日程：</td></tr><tr><td colspan="2">●費用：</td></tr><tr><td colspan="2">●受診方法：</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">[注意事項]</td></tr><tr><td colspan="2">〇本検診は、他の機会に肝炎ウイルス検診を受ける予定がない方及び過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が対象となります。ただし、特定健診等において肝機能検査の数値に異常が見られた方は、希望により検査を受けていただくことができませんが、速やかに医療機関にかかることをお勧めいたします。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">〇受診の際は、この通知を必ず窓口に提出してください。</td></tr><tr><td colspan="2">〇この通知に記載してある有効期限内に受診してください。</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日交付</td></tr><tr><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>ふりがな</td><td></td></tr><tr><td>受診者氏名</td><td>(男・女)</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td>検診期日</td><td></td></tr><tr><td>検診実施機関</td><td></td></tr><tr><td>有効期限</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>問い合わせ先</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">〇〇市町村〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇)</td></tr></table>	(別紙1 通知例)		肝炎ウイルス検診 受診のご案内		[このご案内は、今年度において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する方に対してお送りしております。]		〇〇市町村では、肝炎ウイルスの感染が判明した方が必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、健康増進事業に基づき肝炎ウイルス検診を実施しております。これまで肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方は、この機会に、受診いただくことをお勧めします。				●検査内容：		●実施場所：		●日程：		●費用：		●受診方法：				[注意事項]		〇本検診は、他の機会に肝炎ウイルス検診を受ける予定がない方及び過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が対象となります。ただし、特定健診等において肝機能検査の数値に異常が見られた方は、希望により検査を受けていただくことができませんが、速やかに医療機関にかかることをお勧めいたします。				〇受診の際は、この通知を必ず窓口に提出してください。		〇この通知に記載してある有効期限内に受診してください。		年 月 日交付		整理番号		ふりがな		受診者氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日生 (歳)	検診期日		検診実施機関		有効期限	年 月 日	問い合わせ先		〇〇市町村〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		<新設>
(別紙1 通知例)																																																					
肝炎ウイルス検診 受診のご案内																																																					
[このご案内は、今年度において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する方に対してお送りしております。]																																																					
〇〇市町村では、肝炎ウイルスの感染が判明した方が必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、健康増進事業に基づき肝炎ウイルス検診を実施しております。これまで肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方は、この機会に、受診いただくことをお勧めします。																																																					
●検査内容：																																																					
●実施場所：																																																					
●日程：																																																					
●費用：																																																					
●受診方法：																																																					
[注意事項]																																																					
〇本検診は、他の機会に肝炎ウイルス検診を受ける予定がない方及び過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が対象となります。ただし、特定健診等において肝機能検査の数値に異常が見られた方は、希望により検査を受けていただくことができませんが、速やかに医療機関にかかることをお勧めいたします。																																																					
〇受診の際は、この通知を必ず窓口に提出してください。																																																					
〇この通知に記載してある有効期限内に受診してください。																																																					
年 月 日交付																																																					
整理番号																																																					
ふりがな																																																					
受診者氏名	(男・女)																																																				
生年月日	年 月 日生 (歳)																																																				
検診期日																																																					
検診実施機関																																																					
有効期限	年 月 日																																																				
問い合わせ先																																																					
〇〇市町村〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇)																																																					

改正後	現行
(別 紙 <u>2</u>) 問 診 項 目 例 <u>○医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けることを予定していますか。</u> は い いいえ ○肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことがありますか。 は い(年頃) いいえ ○広範な外科的処置(大きな手術など)を受けたことがありますか。 は い(年頃) いいえ 「はい」と答えた方に伺います。 定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ ○(女性のみ)妊娠・分娩時に多量に出血したことがありますか。 は い(年頃) いいえ 「はい」と答えた方に伺います。 定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ <u>○これまで、B型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。</u> は い(年頃) いいえ 分からない <u>○現在又は過去に、B型肝炎の治療を受けていますか。</u> は い(年頃) いいえ 分からない ○これまで、C型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。 は い(年頃) いいえ 分からない ○現在又は過去に、C型肝炎の治療を受けていますか。 は い(年頃) いいえ 分からない	(別 紙 <u>1</u>) 問 診 項 目 例 ○肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことがありますか。 は い(年頃) いいえ ○広範な外科的処置(大きな手術など)を受けたことがありますか。 は い(年頃) いいえ 「はい」と答えた方に伺います。 定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ ○(女性のみ)妊娠・分娩時に多量に出血したことがありますか。 は い(年頃) いいえ 「はい」と答えた方に伺います。 定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ ○これまで、C型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。 は い(年頃) いいえ 分からない ○現在又は過去に、C型肝炎の治療を受けていますか。 は い(年頃) いいえ 分からない

改正後	現行
○肝炎ウイルス検診の目的等について理解した上で、肝炎ウイルス検診を希望しますか。 <u>・HBs抗原検査について</u> 希望する 希望しない 氏 名 _____ (自署してください) <u>・C型肝炎ウイルス検査について</u> 希望する 希望しない 氏 名 _____ (自署してください)	<u>○現在又は過去に、B型肝炎の治療を受けていますか。</u> は い(年頃) いいえ 分からない ○肝炎ウイルス検診の目的等について理解した上で、肝炎ウイルス検診を希望しますか。 <u>・C型肝炎ウイルス検査について</u> 希望する 希望しない 氏 名 _____ (自署してください) <u>・HBs抗原検査について</u> 希望する 希望しない 氏 名 _____ (自署してください)

改正後

(別紙 3)

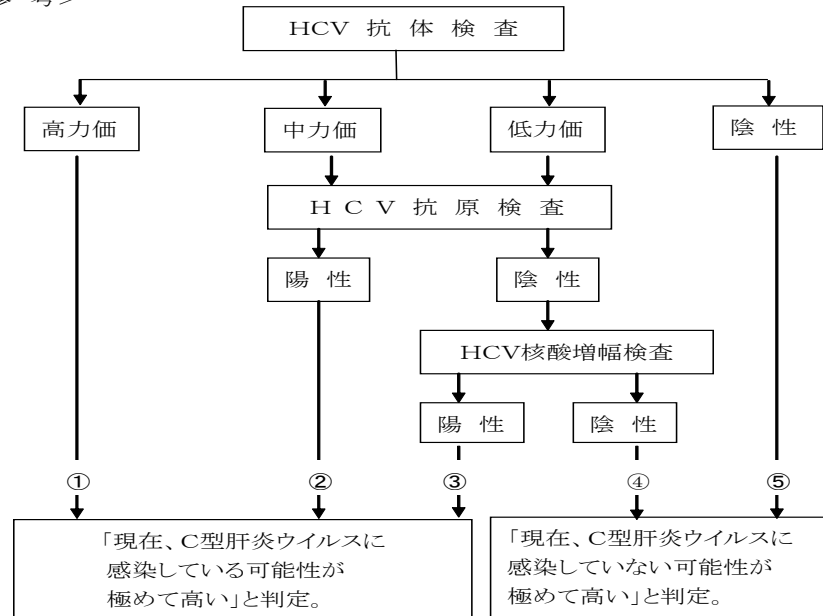
判定結果(HBs抗原検査)

陽 性 陰 性

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ① ② ③
2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ④ ⑤

< 参 考 >



< 注意事項 >

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、2.「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定さ

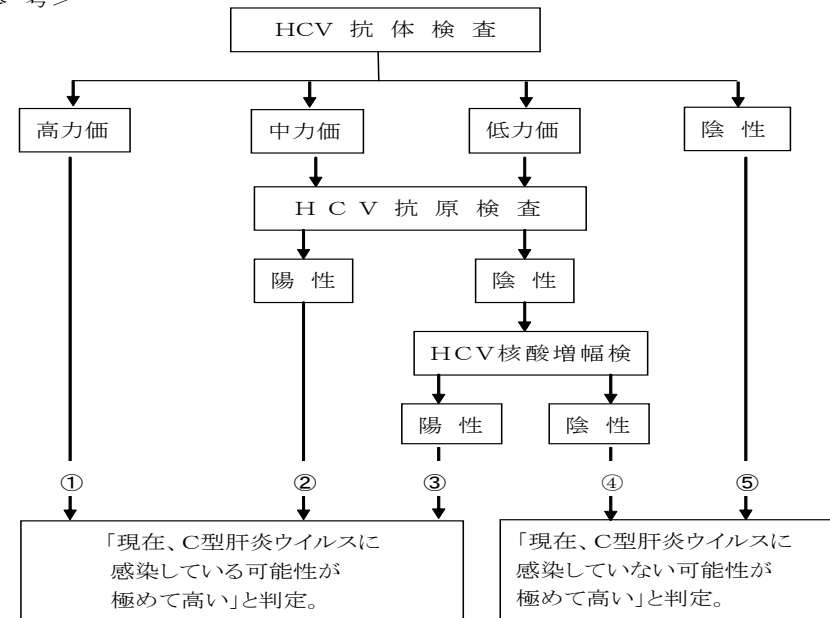
現行

(別紙 2)

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ① ② ③
2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ④ ⑤

< 参 考 >



判定結果(HBs抗原検査)

陽 性 陰 性

< 注意事項 >

日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、2.「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています。)があること、

改正後

れた場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています。)があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別紙 4)

受診年月日		年 月 日
HBs抗原検査		陽 性
		陰 性
C型肝炎 ウイルス 検査	判定結果	1. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		2. 現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い
	判定理由	(①～⑤のいずれかを記入)
実 施 機 関 名		

現行

検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。
また、HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別紙 3)

受診年月日		年 月 日
C型肝炎 ウイルス 検査	判定結果	1. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		2. 現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い
	判定理由	(①～⑤のいずれかを記入)
HBs抗原検査		陽 性
		陰 性
実 施 機 関 名		

(別 添)

肝炎ウイルス検診等実施要領

1 目 的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。

2 肝炎ウイルス検診の対象者

- (1) 当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者（ただし、医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者又は受けることを予定している者は除くものとするが、結果的に受けられなかった者については、この限りではない。）。
- (2) 当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者。

なお、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断(以下「特定健診等」という。)において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検診の受診を希望する者については、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

3 実施に当たっての基本的事項

- (1) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成する。実施計画の作成に当たっては、地域の医師会等の理解と協力を得るとともに、医療機関、検診団体、検査機関等と十分に調整を図る。
- (2) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所については、特定健診等を行う保険者との調整・協議を行うなど、地域の実情を十分に考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定する。
- (3) 肝炎ウイルス検診は、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる実施機関に委託することができる。
- (4) 肝炎ウイルス検診の実施に当たっては、広報等により、その意義や実施の日時、場所、方法等に加え、特定健診等の対象者であっても、本検診の対象者となりうることをあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底する。
- (5) 当該年度において、原則として40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、地域における受診状況等を踏まえ、個別に通知等(別紙1参照)を配布することにより、必要に応じて

受診の勧奨を行うこととする。

なお、当該個別勧奨を受けた者が検査を受診した場合の検査費用については、検査受診者からは徴収しないことができるものとする。

- (6) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診を円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。

4 肝炎ウイルス検診の実施

肝炎ウイルス検診の項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

(1) 問 診(別紙2参照)

問診においては、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体価についてウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

5 肝炎ウイルス検診の結果の判定(別紙3参照)

(1) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(ウ) 陰 性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、核酸増幅検査を行い、HCVーRNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検診に携わる医師が行うものであること。

6 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

なお、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。

7 結果の通知

検診の結果については、別紙3を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

8 記録の整備(別紙4参照)

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果の判定等について行う。

また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録する。

9 その他の留意事項

(1) 検診、健康相談及び健康教育の実施に当たっては、分かりやすいパンフレ

ットやQ&Aを活用するなど、住民に対して、十分な基礎知識の普及啓発を行うこと。

(2) 判定結果の通知に際しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。

(3) 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨などについては、地域の医療機関などと十分な連携を図って行うこと。

なお、その他健康増進事業に係る共通的事項及び必要事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく市町村が行う健康増進事業について」(平成20年3月31日健発第0331026号)によるものとする。

(別紙1 通知例)

肝炎ウイルス検診 受診のご案内

〔このご案内は、今年度において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する方に対してお送りしております。〕

〇〇市町村では、肝炎ウイルスの感染が判明した方が必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、健康増進事業に基づき肝炎ウイルス検診を実施しております。これまで肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方は、この機会に、受診いただくことをお勧めします。

●検査内容：

●実施場所：

●日程：

●費用：

●受診方法：

〔注意事項〕

○本検診は、他の機会に肝炎ウイルス検診を受ける予定がない方及び過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が対象となります。ただし、特定健診等において肝機能検査の数値に異常が見られた方は、希望により検査を受けていただくことができますが、速やかに医療機関にかかることをお勧めいたします。

○受診の際は、この通知を必ず窓口に提出してください。

○この通知に記載してある有効期限内に受診してください。

年 月 日交付	
整理番号	
ふりがな	
受診者氏名	(男・女)
生年月日	年 月 日生 (歳)
検診期日	
検診実施機関	
有効期限	年 月 日

問い合わせ先

〇〇市町村〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

(別 紙 2)

問 診 項 目 例

○医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、
合わせて肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けることを予定していますか。

は い

いいえ

○肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことがありますか。

は い(年頃)

いいえ

○広範な外科的処置(大きな手術など)を受けたことがありますか。

は い(年頃)

いいえ

「はい」と答えた方に伺います。

定期的に肝機能検査を受けていますか。

はい

いいえ

○(女性のみ)妊娠・分娩時に多量に出血したことがありますか。

は い(年頃)

いいえ

「はい」と答えた方に伺います。

定期的に肝機能検査を受けていますか。

はい

いいえ

○これまで、B型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。

は い(年頃)

いいえ

分からない

○現在又は過去に、B型肝炎の治療を受けていますか。

は い(年頃)

いいえ

分からない

○これまで、C型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。

は い(年頃)

いいえ

分からない

○現在又は過去に、C型肝炎の治療を受けていますか。

は い(年頃)

いいえ

分からない

○肝炎ウイルス検診の目的等について理解した上で、肝炎ウイルス検診を希望しますか。

・HBs抗原検査について

希望する

希望しない

氏 名 _____

(自署してください)

・C型肝炎ウイルス検査について

希望する

希望しない

氏 名 _____

(自署してください)

(別 紙 3)

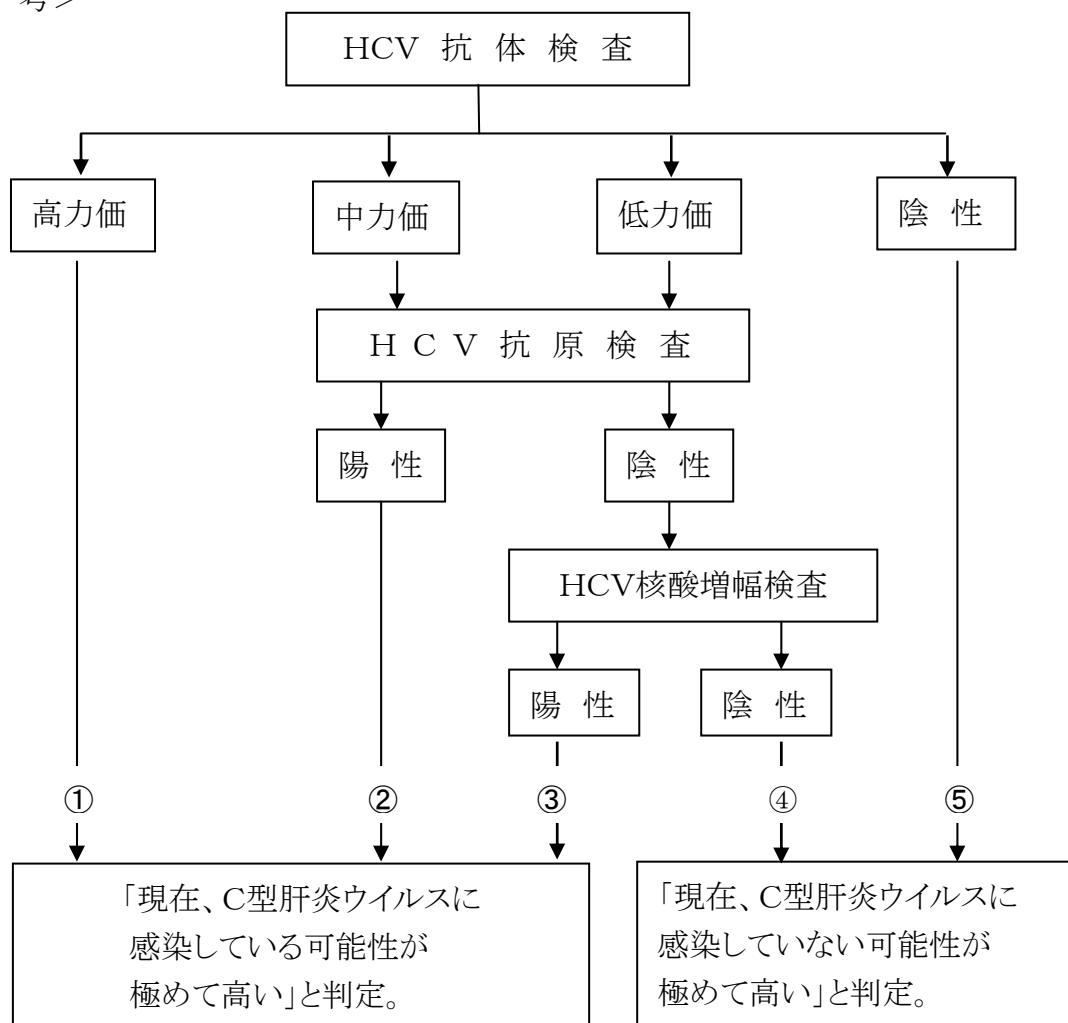
判定結果(HBs抗原検査)

陽 性	陰 性
-----	-----

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ① ② ③
2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ④ ⑤

<参 考>



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、2.「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定さ

れた場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています。)があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別 紙 4)

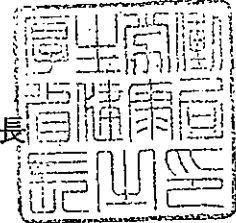
受診年月日		年 月 日
HBs抗原検査		陽 性
		陰 性
C型肝炎 ウイルス 検査	判定結果	1. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		2. 現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い
	判定理由	(①～⑤のいずれかを記入)
実 施 機 関 名		

健発0329第15号

平成23年3月29日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕 殿

厚生労働省健康局長



「特定感染症検査等事業の実施について」の一部改正について

標記事業については、平成14年3月27日健発第0327012号本職通知「特定感染症検査等事業の実施について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いする。

特定感染症検査等事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。<u>以下「感染症法」という。</u>）に基づく「<u>性感染症に関する特定感染症予防指針</u>」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにH T L V－1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「<u>後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</u>」（平成11年厚生省告示第217号）に定められるH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市（<u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。</u>）及び特別区とする。 3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）<u>並びにH T L V－1に関する検査事業及び相談事業並びにH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）</u>に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については<u>以下</u>のとおりとする。	1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第11条第1項の規定により、「<u>性感染症に関する特定感染症予防指針</u>」（平成12年厚生省告示第15号）及び「<u>後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</u>」（平成11年厚生省告示第217号）に基づき、<u>性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</u> 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、<u>政令市</u>及び特別区とする。 3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に<u>係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（H B s 抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業（H B s 抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）</u>に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については<u>下</u>のとおりとする。

改正後	現行
(1) 性感染症・H T L V－1 検査及び相談事業 ア 保健所における性感染症に指定した 5 疾患<u>及びH T L V－1</u>の検査事業 イ 保健所における性感染症に指定した 5 疾患<u>及びH T L V－1</u>の相談事業 (2) (略) (3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 ア 肝炎ウイルス検査 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 肝炎ウイルス検査の実施 肝炎ウイルス検査の項目は、<u>B 型肝炎ウイルス検査及びC 型肝炎ウイルス検査</u>とする。 <u>a</u> H B s 抗原検査 (略) <u>b</u> H C V 抗体検査 (略) <u>c</u> H C V 抗原検査 (略) <u>d</u> H C V 核酸増幅検査 (略) (エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照) <u>a</u> H B s 抗原検査 (略) <u>b</u> H C V 抗体検査 (略)	(1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 ア 保健所における性感染症に指定した 5 疾患の検査事業 イ 保健所における性感染症に指定した 5 疾患の相談事業 (2) (略) (3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 ア 肝炎ウイルス検査 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 肝炎ウイルス検査の実施 肝炎ウイルス検査の項目は、<u>C 型肝炎ウイルス検査及びH B s 抗原検査</u>とする。 <u>a</u> H C V 抗体検査 (略) <u>b</u> H C V 抗原検査 (略) <u>c</u> H C V 核酸増幅検査 (略) <u>d</u> H B s 抗原検査 (略) (エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照) <u>a</u> H C V 抗体検査 (略) <u>b</u> H C V 抗原検査 (略)

改正後	現行
c H C V 抗原検査 (略) d H C V 核酸増幅検査 (略) (オ) 指導区分 <u>H B s 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者</u>については、医療機関での受診を勧奨する。 (カ) (略) (4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 ア 本事業は、(3) のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3) のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「<u>医療機関等への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。）により実施</u>」と読み替えることとし、<u>保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。</u> <u>ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。</u> イ 本検査事業に要した費用については、検査受<u>検</u>者からは徴収しないこととする。 4. ～ 5. (略)	c H C V 核酸増幅検査 (略) d H B s 抗原検査 (略) (オ) 指導区分 <u>C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びH B s 抗原検査において「陽性」と判定された者</u>については、医療機関での受診を勧奨する。 (カ) (略) (4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 ア 本事業は、(3) のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3) のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「<u>医療機関等への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。）により実施</u>」と読み替える。 イ 本検査事業に要した費用については、検査受<u>診</u>者からは徴収しないこととする。 4. ～ 5. (略)

改正後	現行
(別紙) <参考> 判定結果（HB s 抗原検査） 陽 性 陰 性 判定結果（C型肝炎ウイルス検査） H C V 抗 体 検 査 高力価 中力価 低力価 陰 性 H C V 抗 原 検 査 陽 性 陰 性 H C V 核 酸 増 幅 検 査 陽 性 陰 性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定	(別紙) 判定結果（C型肝炎ウイルス検査） <参考> H C V 抗 体 検 査 高力価 中力価 低力価 陰 性 H C V 抗 原 検 査 陽 性 陰 性 H C V 核 酸 増 幅 検 査 陽 性 陰 性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定 判定結果（HB s 抗原検査） 陽 性 陰 性

特定感染症検査等事業実施要綱

平成 14 年 3 月 27 日健発第 0327012 号

最終一部改正

平成 23 年 3 月 29 日健発 0329 第 15 号

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに H T L V－1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 11 年厚生省告示第 217 号）に定められる H I V 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区とする。

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の 5 疾患）並びに H T L V－1 に関する検査事業及び相談事業並びに H I V 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

（1）性感染症・H T L V－1 検査及び相談事業

- ア 保健所における性感染症に指定した 5 疾患及び H T L V－1 の検査事業
- イ 保健所における性感染症に指定した 5 疾患及び H T L V－1 の相談事業

（2）H I V 抗体検査及びエイズに関する相談事業

- ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業

- イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業
- ウ その他

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 実施方式

保健所において実施。

(イ) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

a H B s 抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

b H C V 抗体検査

H C V 抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

c H C V 抗原検査

H C V 抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

d H C V 核酸増幅検査

H C V 抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）

a H B s 抗原検査

凝集法等を用いて、H B s 抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、H B s 抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

b H C V 抗体検査

(a) H C V 抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

c HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

d HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

(カ) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア 本事業は、(3)のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3)のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「医療機関等への委託(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。)により実施」と読み替

えることとし、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

イ 本検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

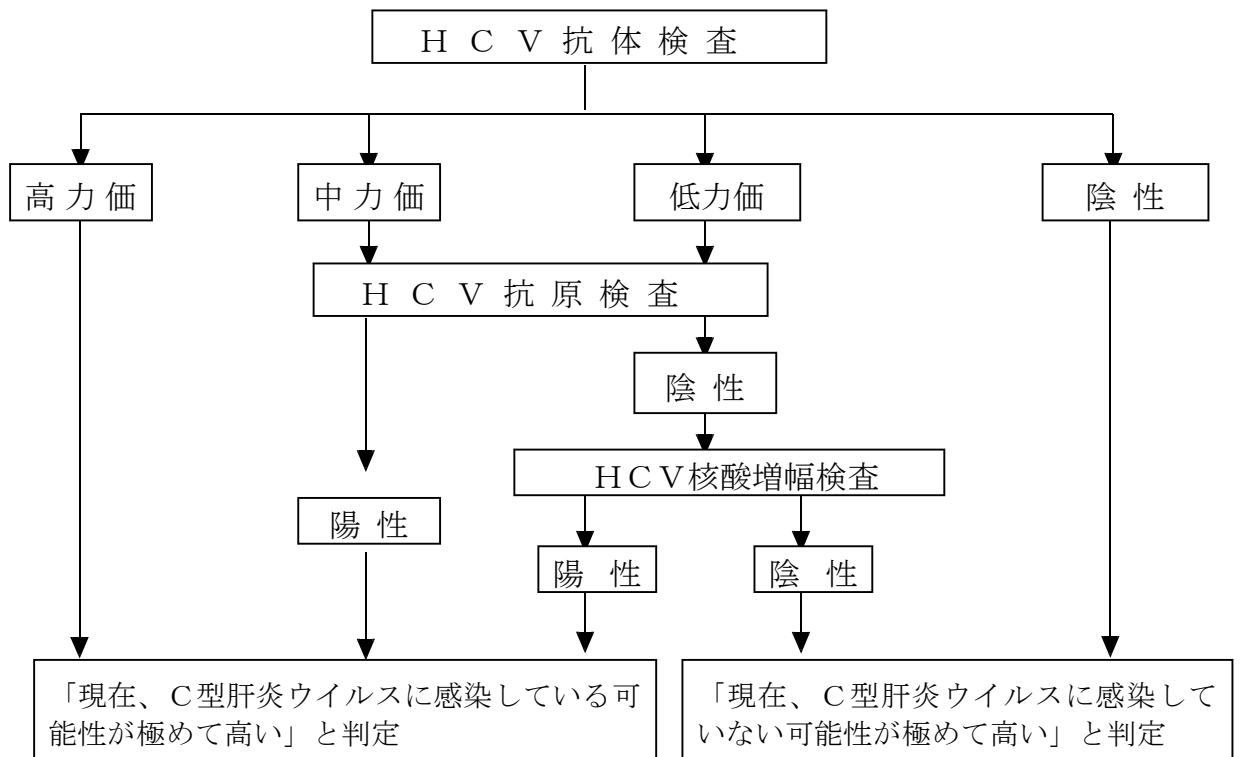
(別紙)

< 参考 >

判定結果 (H B s 抗原検査)

陽 性	陰 性
-----	-----

判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



事 務 連 絡
平成23年7月1日

社団法人
日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について

平素よりお世話になっております。

別添のとおり、各都道府県衛生主幹部局あて通知したので、ご承知置おき
いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
平成23年7月1日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年6月1日の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、ペガシス皮下注90 μ g及びコペガス錠200mgについて、両薬剤を併用した場合のC型代償性肝硬変に対する効能追加が了承され、本日、薬事承認・保険収載となりました。

これにより、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法のうち、ペガシス・コペガス併用療法については、C型代償性肝硬変についても保険適用となり、本事業の助成対象にも含まれることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、上記運用の一部変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はございません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書につきましては、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。